## 工事実績情報サービス(CORINS)への工事実績登録の実施について

建設工事における適正な業者選考及び主任・監理技術者の配置の確保を図るため、請負契約金額が500万円以上のすべての建設工事につきまして、工事実績情報サービス (CORINS) への登録を平成23年10月1日より義務化しています。

つきましては、越谷・松伏水道企業団において入札参加資格登録をし、登録義務対象建設工事を 受注する場合は、工事実績情報サービス(CORINS)に関する準備等が必要となりますので、ご注意 ください。

## 1. 登録義務対象工事

請負金額500万円以上の建設工事

## 2. 登録を行う時期

- (1) 工事受注時:受注者は、契約後10日以内に登録申請
- (2)変 更 時:受注者は、変更があった日から10日以内に登録申請
- (3)竣工(完成):受注者は、完成後10日以内に登録申請
- (4) 訂 正 時:受注者は、速やかに登録申請
- (注意)「変更時」とは、工事施工途中に"請負金額"、"工期"等について変更契約が行われた場合や"現場代理人"、"主任技術者"、"監理技術者"等の技術者の変更があった場合をいいます。
- (注意)「変更時」と「完成時」の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる ものとします。

## 3. 登録に伴う費用等

工事実績情報サービス (CORINS) に関する登録に伴う費用等の詳細については、(財)日本建設情報総合センターのホームページを御覧ください。

【HP アドレス】http://ct.jacic.or.jp/index.html

※留意事項:登録費用については、設計価格の積算において"現場管理費"に計上されています。

【問い合わせ】

越谷・松伏水道企業団 総務課庶務担当 966-3931 内線254